様式第 27 （第41条関係） （平28経産令28・追加）

表面

第　　号

電気事業法等の一部を改正する法律

附則第25条の３の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職　名

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発 行 者　　印

裏面

電気事業法等の一部を改正する法律附則抜すい

第25条の３　経済産業大臣は、附則第16条から第19条まで及び第21条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、附則第23条から第25条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第30条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六　附則第25条の３第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。